

平成25年4月から難病などの方々が 障がい福祉サービス等の対象となりました

※対象疾患の詳細につきましては、ご相談ください。

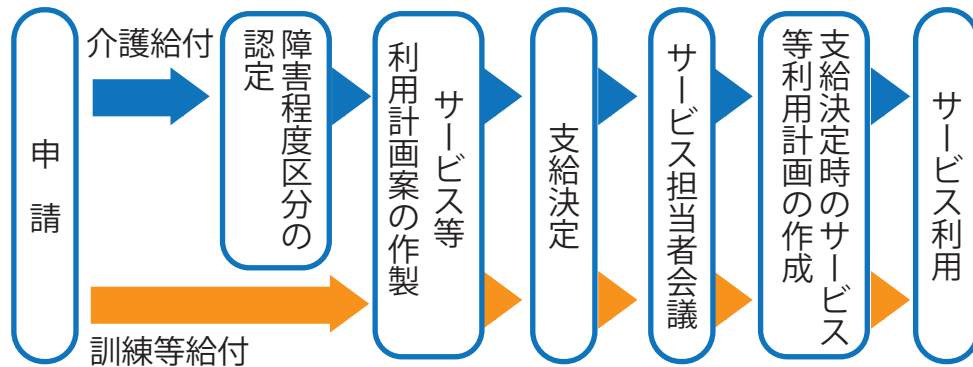
平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、身体障がい者、知的障がい者（発達障がい含む）の方々に加えて難病等の方々が対象となりました。

対象となる方々は、身体障がい者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となります。

※障害者総合支援法

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

障害福祉サービス利用の流れ



障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）にもとづく相談支援

有限会社 ティー・シー・エム

相談支援事業所 なでしこ

〒984-0042 仙台市若林区大和町4丁目13-27

TEL:022-355-5133

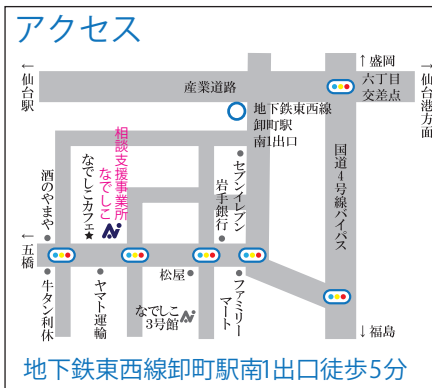
FAX:022-283-7387

【ご利用時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00

※ご相談は無料です

【個人情報保護方針】

当社は、個人情報の保護の法令を遵守し、事業所、サービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約者の終了した後も継続します。



相談支援事業所 なでしこ

ご案内



いつでもお気軽にご相談ください

障害のある方や、その家族からの、様々な不安や悩みなどの相談に対し専門の相談員が対応いたします。
 地域で安心して生活していただくために、必要なサービスが利用できるようお手伝いさせていただきます。
 病院や施設から出て、地域での生活を希望される方の相談に乗り、安心して生活ができるようになるまでのお手伝いをさせていただきます。
 いつでもお気軽にご相談ください。

相談利用のできる人は？

- 身体・知的・精神・発達障がい、難病などを対象にしています。
- ご本人、ご家族、関係者などがご利用できます。

どの様なことを相談できますか？

- 生活上の悩み・福祉サービスの利用
- 将来の生活のこと・家族の不安や悩みなど

生活全般にわたり幅広く相談を受け付けます。

例えば…



相談支援事業所などでここでは…

- 来所・訪問・電話により専門の職員が相談対応を行います。
- 個別の状況に合わせた支援を、利用者本人・ご家族と一緒に組み立てます。
- 各種福祉サービスの紹介、福祉事業者などの見学も行います。
- 必要に応じて、教育・高齢者など、他の領域の相談窓口と連絡調整を行います。

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と障害福祉サービス事業者の関係

